

社会福祉法人 ゆうのゆう

平成 29 年度事業報告書

(平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日)



1：総括

平成 29 年度は、私たちにとっていくつかの節目が重なる 1 年となりました。「デーセンター夢飛行」の開所から 25 年、「デーセンター機関車」の開所から 15 年、「グループホームことのは」の開所から 5 年…。私たちの最初の活動拠点である「夢飛行」ができた 25 年前には「まだ生まれてもいなかった」スタッフが、今や同僚として一緒に仕事をしている時代を迎えています。「創業 25 年」というと、組織としてはまだまだ「若手」の部類に入るのかもしれませんが、これを「四半世紀」と言い換えると、なかなか含蓄があります。

この「四半世紀」の間に法人も随分と様変わりしました。「様変わりせざるを得なかった」と言うほうが正確でしょうか。これまで良い意味で「大ざっぱ」「いい加減」で済んでいた物事が、それではまかり通らなくなってきました。時代や法制度をはじめとする社会システムの変化がもたらす影響は言うまでもなく、組織としての規模が大きくなる = 集団の構成員・利害関係者が増えると、その分だけ「外」から求められる社会的責任は重みを増し、「内」に抱える「個の多様さ」はいやが上にもその振れ幅を大きくします。そうした変化への対処は、「細やか」で「丁寧」なものでなければなりません。

そうした内外の要請に応えるという意味では、前年度(28 年度)に初めて実施した「利用者満足度調査」も私たちがなりのアクションの一つです。本年度は、調査の解析結果を踏まえ、利用者・家族からの法人に対する総合的な評価と相関が高いと思われる「日中活動」「入浴サービス」「施設内の清潔・衛生」「忘れ物への対応」「スタッフの身だしなみ」といった事項に着目し、具体的改善策の検討に入りました。また、希望する利用者・家族に対しては、施設長・副施設長による個別面談のセッティングも試みしました。従来は送迎時のわずかな時間や電話相談等、施設側とのコミュニケーション機会が限られていたこともあり、普段はなかなか伝えられなかったことや将来のことなどについて、「じっくり腰を落ち着けて話が出来た」と概ね好評をいただいています。

一方で、「細やかな」対応のためのコミュニケーションは、利用者・家族との間だけではなく、個々のスタッフとも図っていく必要があります。スタッフ面談やミーティングの充実化はもちろん、現場での何気ない会話や仕事終わりの会食など、様々な機会をとらまえて「風通し」を良くしていくこと。そのことが自由闊達な職場風土を醸成し、組織が抱える「多様性」を「リスク」ではなく「リソース」に転じる「鍵」なのかもしれません。意思疎通のためのチャンネルが閉ざされ、硬直化した組織では、悪い意味での「忖度」が横行してしまいます。私たちはそれを回避し、良い意味での「忖度」=「思いやり」が力を発揮する法人でありたい。そう思いを新たにしているところです。

社会福祉法人ゆうのゆう 代表理事 小林美穂

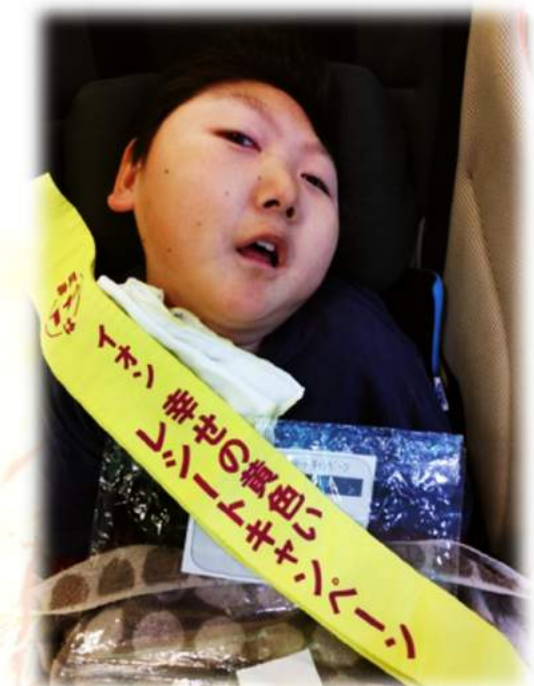
2：デーセンターモモの家(生活介護)

活動状況：

平成 29 年度は最終的に登録利用者数 31 名・利用定員 22 名での運営となりました。例年取り組んでいる「イエローシートキャンペーン」(イオン野田阪神店)への参加や「あいあい祭り」(2月/福島区社会福祉協議会主催)、「福島区健康展」(2月/区医師会等主催)といった地域イベントへの出店(自主製品等の出張販売)を通じて、施設が位置する福島区地域での交流活動を積極的に推進しました。また海老江東小学校(同区内)PTA 主催のバザーでの自主製品委託販売は、初めて試みた前年度(28 年度)に続き、本年度も引き受けていただくことができました。

東日本大震災後の被災地派遣活動を通じて繋がりを持つようになった、岩手県の就労支援事業所で製造しているお菓子の販売については、すっかり定着した「大阪市社会福祉研修・情報センター(西成区)における定期物販会(毎月1回)のほか、「あいあい祭り」に際しては区社協から発注をいただくなど、進展が見られました。

併設のリサイクルショップ「カシオペイア」については、利用者と一緒に制作している「ビームアート」作品の常設展示場も兼ねた「アートショップ化」を図り、既にいくつかの作品展示まで漕ぎ着けました。その効果もあってか、これまで出張販売や委託販売を中心に売り上げていた自主製品が、ショップの店頭でも一定数売れるようになりました。



3：デーセンター機関車(生活介護)

活動状況：

開設 15 周年を迎えた平成 29 年度。最終的な登録利用者数は 27 名、利用定員は 15 名で推移しました。新拠点での活動は 2 年目となり、地域の方々との自然な触れ合いを企図した「リサイクルショップ兼ブックカフェ」にも、徐々にではありますが「常連さん」が現れ始め、利用者に還元される売上も堅調です。前年度(28 年度)からショップの軒先を活用して始めた毎月 1 回(第 3 土曜日)の「無農薬野菜販売会」も好評で、試みに皆で漬け込んだ「自家製梅干し」が完売するなど、利用者が日中活動を楽しむための、スタッフの様々なアイデアが活かされる場面も増えています。

一方、医療的ケアを要する利用者増に伴う物品(人工呼吸器・酸素濃縮器・吸引器等)の増加、普段から布団に横になって過ごす利用者が多いことなどから、移転してまだ間もないですが、早くも施設内の動線確保が課題となりつつあります。日中の過ごし方や、利用者が横になる際の「布団」に代わる備品の模索など、速やかな工夫と対策によって、動線の確保～安心・安全な施設運営に万全を期していきたいと思っております。



4：デーセンター音・on(生活介護)

活動状況：

平成 29 年度は登録利用者数 23 名、利用定員 15 名での運営となりました。これまで自主製品のみを陳列していたショップスペースで、寄付として集まったりサイクル品の販売を始めました。売上も順調に伸びています。

音・on では特長の一つとして、紙漉きやキャンドル、染物等、利用者とスタッフを班分けして自主製品の開発に取り組んでおり、本年度はアロマワックスバーや「ビー玉アート」を描いたくるみボタンといった新製品を売り出しました。弁天町 ORC フリーマーケット(本年度で終了)等、定期的な出張販売イベントでも好評を博しています。

一方「地域とのつながり」という面では、近い将来必ず発生すると言われている「南海トラフ大地震」で大きな津波被害が想定される「港区」という立地上の理由もあり、区との「福祉避難所協定」を締結する運びとなりました。それに伴い、区からは災害発生時に必要な物品の提供を受けられるほか、避難行動フローチャートの作成等、他の部署に先駆けて対応を進めているところです。



5：デーセンター夢飛行(生活介護)

活動状況：

開設から 25 周年を迎えた平成 29 年度。最終的な登録利用者数は 47 名、利用定員は 31 名となりました。生産・創作活動においては、西成区役所ロビー「福祉の店」出店(自主製品・岩手県の就労支援事業所から仕入れたお菓子・他事業所から委託された商品等の販売)、ビー

玉アートを用いたウェディング用ペーパーアイテムの受注制作、ビー玉アート絵画リース事業等、定着しつつある取り組みの継続・推進に力を入れました。

リサイクルショップの活動としては、ショップスペースを地域の方々にも有効活用していただくことで新たな関係構築を図るべく、「大阪市市民活動ポータルサイト」(大阪市社会福祉協議会が開設)に「提供資源」として情報掲載をおこなっているほか、利用者とスタッフの「常駐タイム」「常駐デイ」を設定することで有人稼働率を上げるよう努めたり、ショップとしての Facebook ページを開設するなど、若手スタッフを中心に新たな取り組みを試みています。

その他、外国人スタッフを中心とした「国際文化教室」やその発展形となる「国際交流カフェ」といったインターナショナルなイベントにも力を入れました。今後も「地域になくはない施設とは何か?」という視点で、利用者と地域とを繋ぐ活動を精力的に進めていきたいと考えています。



6：グループホームことのは(共同生活援助)

活動状況：

平成 29 年度で開設から 5 年を迎えました。定員は 7 名。他事業所ヘルパーの個人利用と法人内の生活支援員(夜間支援員)・世話人による支援とを併用することで、本年度も入居者の「第二の我が家」として歩むことができました。

年度の終わりが近づいた 2 月には、残念ながら入居者 1 名が逝去。グループホームとし



では、初めて利用者が亡くなり、お別れするケースとなりました。その方にとっては文字通り「終の棲家」となった「ことのは」ですが、残った入居者の方々、そして新たに入居される方にとっても、安心して地域生活を続けていただけるグループホームであろうと決意を新たにしています。

一方、入居者以外の重度障害当事者のニーズや、次年度(30年度)の制度改定等に対応するため、短期入所サービス併設型の事業所指定を受けることも視野に入れながら、スタッフ体制面や設備の面でも整備と充実を図ろうとしているところです。



	平成 29 年度 活動・イベント	関係部署
毎月または隔月の活動・イベント	「Torute」店頭販売担当	各部署
	大阪市社会福祉研修・情報センター「物販会」出店	モモの家
	FBM デー	夢 + モモ + 音・on
	全体 FBM デー	全体
	「弁天町 ORC フリーマーケット」出店	モモ + 音・on
	天然酵母のパン販売@ショップ	夢飛行
	無農薬野菜販売会@ショップ	機関車
	車椅子ダンス練習会	全体
	「てんまーと」出店(夏季・冬季は出店見合わせ)	全体
	西成区役所「福祉の店」出店	夢飛行
	絵本読み聞かせ	モモの家
	誕生日会	各部署
	国際文化教室	夢飛行
	モモシネマ(映画上映会)	モモの家
	キカンシャシネマ(映画上映会)	機関車
On シネマ(映画上映会)	音・on	
年間通じて随時	利用者・スタッフの歓送迎会@日中活動	各部署
	グループ外出	各部署
4月	花見外出	各部署
	入所式	全体
	大阪府立大学「花祭り」出店	夢飛行
	「鶴見緑地フリーマーケット」出店	モモの家

5月	「アースデイ in 浜寺公園」出店	全体
	車椅子ダンス発表会	全体
6月	「galerie 見る倉庫」出展作家によるワークショップ	夢飛行
	車椅子ダンス第11期生 茶話会	全体
	FBM + MIMT(音楽療法)合同企画	全体
7月	「鶴見緑地フリーマーケット」出店	モモの家
	大阪歯科大学「学生介護実習」受け入れ	各部署
	国際交流カフェ企画	夢飛行
	巡回アンサンブル企画	各部署
	泉尾北盆踊り参加	ことのは
8月	夏の甲子園イベント	夢飛行
	なにわゴスペルフェスティバル鑑賞	全体
	プール外出	各部署
	BBQ&花火イベント	ことのは
	「福島区アクションプラン」出店	モモの家
	浴衣 WEEK	モモの家
	巡回アンサンブル企画	各部署
9月	スイカ割りイベント	機関車
	「イエローレシートキャンペーン」参加	モモの家
	MIMT(音楽療法)企画	全体
	「都島ふれあいフェスタ」出店	機関車
10月	秋祭り WEEK	音・on
	ハロウィーンイベント	各部署
11月	リラクゼーション&ヨガ企画	機関車
	「東北 関西 九州 ポジティブ生活文化交流祭」参加	全体
12月	クリスマスイベント	各部署
	ルミナリエ外出	ことのは
1月	新年会	全体・ことのは
	成人のお祝いイベント	各部署
	奈良県障害者施設連絡会より訪問・見学	全体
2月	バレンタインデーイベント	各部署
3月	1泊旅行(USJ)	全体
	「日本の踊り」大会	機関車
	ホワイトデーイベント	各部署

	センバツ高校野球観戦外出	各部署
	花見外出	各部署

7：リサイクルショップ・自主製品販売・利用者還元金

リサイクルショップ

各施設に併設している「リサイクルショップ」では、「ショップ」というスペースと機能を活用し、各ショップ＝施設が「地域から必要とされる場所」となることを目指しています。前年度(28年度)の関係スタッフによる検討部会で打ち出した各ショップのコンセプトをもとに、本年度はそれぞれが独自の「色」を前面に出したショップ運営に取り組みました。詳細は各部署の項をご参照ください。



自主製品販売（Torute・てんまーと・その他イベント）

自主製品販売については、施設間の垣根を越えた法人全体の取り組みとして、「アースデイ」(ロハス系イベント/5月/浜寺公園 浜寺公園での開催は本年度が最後)、「てんまーと」(大阪天満宮境内で開催される手作り雑貨市/毎月1回/当方の出店は4~6月・9~11月)、「Torute」(大阪市内の障害者支援事業所が共同運営する自主製品アンテナショップ/毎月複数回の店頭販売担当/大阪メトロ堺筋本町駅構内)、「東北 関西 九州 ポジティブ生活文化交流祭」(被災地支援イベント/毎年11月/長居公園)等での出張販売やワークショップ企画を継続実施しました。



Torute の活動では、利用者さんとスタッフによる店頭販売担当のほか、Torute 加盟事業所同士で互いの自主製品を委託販売し合う取り組みがあり、相互の販路拡大や販売会・店頭での商品ラインナップの充実、事業所間のネットワーク構築等に役立てています。次年度(平成30年度)以降は、他事業所からの委託商品を各部署のショップで常設販売することも検討中です。

てんまーについては、顔なじみの出店者も増え、テントの設営を手伝ってくださるなど、良好な関係を築くことができます。どちらの取り組みも、利用者にとっては貴重な外出機会となっているほか、普段は障害者・障害福祉とあまり関わりのない一般客・出店者に対して、法人の取り組みや重症心身障害者の存在について知っていただく機会としても重要な位置を占めています。

一方、アースデイやポジティブ祭といったイベント出店時のワークショップ企画では、お客さんと一緒に「ビー玉アート」を制作し、後日出来上がった原画ポストカードを郵送でお届けするという初めての試みも実施。子どもたちがワークショップに参加している間、保護者の方々の待ち時間を活用して、スタッフから法人の取り組みや重症心身障害者について紹介させていただくなど、有意義な企画となりました。

利用者還元金：

いわゆる「工賃」に当たる「利用者還元金」となる各種売上等の合計は、前年度(28年度)とほぼ横ばい(6%減)で約86万円。利用者1人当たりが受け取る還元金は約6,400円となり、過去約10年間のワースト記録を更新してしまいました。前年度同様、自主製品等の売上げが伸び悩んだこと、商品単価の高い「ビー玉アート」のウェディングペーパーアイテム受



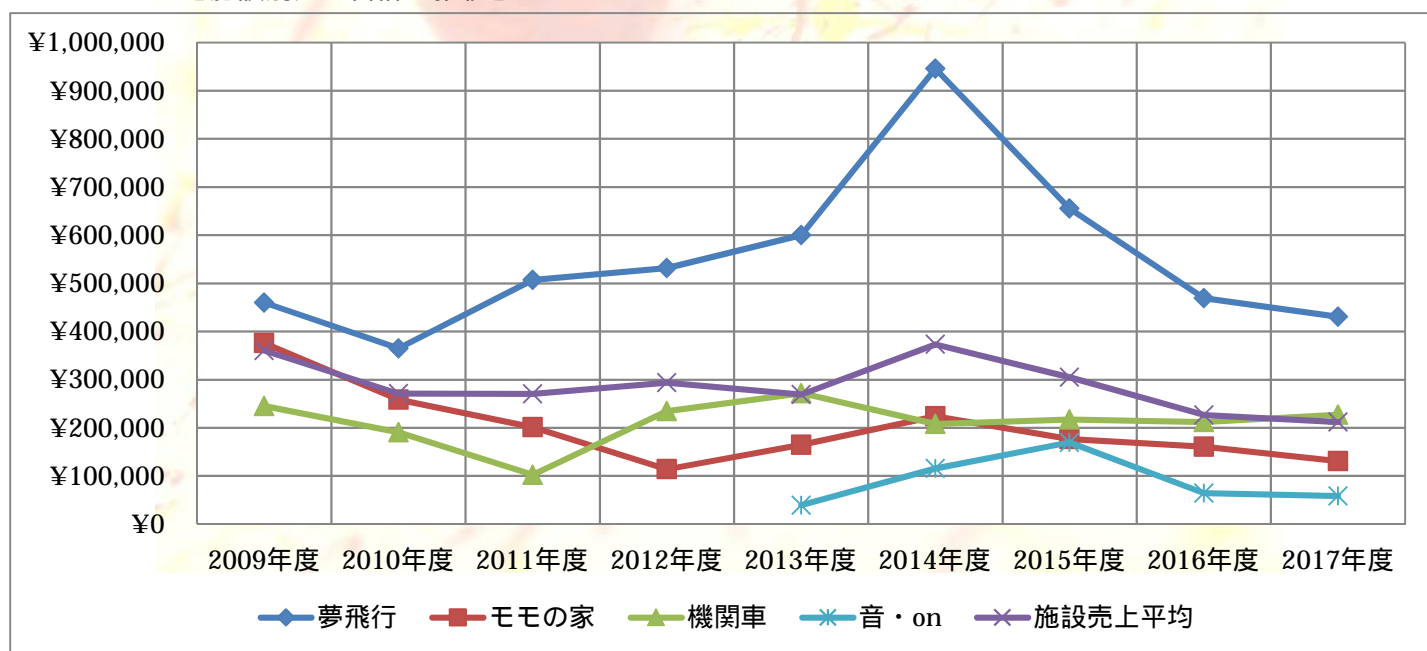
注・絵画リース事業が軌道に乗るまで「もう一步」であることなどが一因として考えられます。今後も売上増を目指していくことに変わりはありませんが、「売上増＝地域・社会からの共感・理解の拡大」という等式が成り立つ精度をいかにして高めていくのか、「利用者の地域生活支援としての経済活動」をどのように法人内で位置付けていくのか、活動をめぐる本質的な課題と向き合い続ける姿勢が求められます。

【平成 29 年度・施設別売上合計】() 内は前年度の結果

	モモの家	機関車	音・on	夢飛行	施設合計	利用者数
ショップ・自主製品・絵画売上及び大阪歯科大実習費等合計	133,344 円 (161,323 円)	229,769 円 (212,199 円)	60,921 円 (65,092 円)	433,175 円 (469,688 円)	857,209 円 (908,302 円)	135 名 (137 名)

利用者 1 人当たりの還元金額 = 6,349 円 / 人 (前年度 = 6,629 円 / 人)

【施設別売上合計の推移】



8：絵画

「商品」としての「ビー玉アート」制作については、ウェディング用ペーパーアイテムの受注は 2 件に留まりましたが、絵画リース事業については、取引先が 4 箇所(全て歯科医

院)に増え、ようやく軌道に乗りつつある状況です(リース期間は3ヶ月単位)。

利用者が楽しむ「日中活動」としての面では、担当スタッフが中心となって、利用者が絵画制作に参加しやすくするための新しい「道具」の考案を試みました。例えば、通称“アートガン(Art Gun)”。従来下地の色を塗る際に使っていた刷毛は、上肢や手指に拘縮・変形のある利用者にとっては非常に扱いにくかったのですが、長い棒(柄)の先端にペイントローラー等を取り付けた「アートガン」によって、その問題の解消を図りました。そして、こうした取り組み

を広く発信する取り組みとして、障害者アート分野で有名な「たんぼぼの家」(奈良県)が主催する「福祉をかえる『アート化』セミナー」において、担当スタッフが「アートとケア アートを支える道具」と題した講演をおこなう機会を得たことも、本年度の大きなトピックの一つです。

また、民間企業で長年商品デザインを手掛けた経験を持つ講師をお招きし、スタッフを対象としたワークショップを試験的に4回シリーズで実施。「ビー玉アート」制作・販売に関する取り組みの充実化に向けたアイデアやヒントを、スタッフ間の議論から引き出すことができました。今後の具体的な対策に落とし込んでいくために継続実施の予定です。



9：車椅子ダンス

毎年各施設の希望者の中から選抜されたメンバーが、日中活動の時間を利用した月1~2回の合同練習を一年間続け、発表会でその成果を披露します。本年度の発表会(5月)に出演したメンバーは第11期生。今回のテーマは「アイドル」。演目は「学園天国」(フィンガー5)、「ブランデーグラス」(石原裕次郎)、「ペッパー警部」(ピンクレディ)の3曲。いわゆる「往年のア

アイドル」をイメージしたレトロな雰囲気と振付けで、観覧席を魅了しました。発表会後にメンバーで集まる「茶話会」では、手作りのアルバム写真集や、発表会当日の様子を撮影した DVD をプレゼントすることで、練習～発表会の思い出を形にして残すことにも取り組んでいます。

一方、発表会後に発足した第 12 期生のメンバーは、次年度(平成 30 年度)の発表会を目指して一年間の練習に励みました。施設(部署)の垣根を越えて利用者とスタッフが一つのことに取り組む貴重な機会として、また地元企業からのボランティア受け入れを通じた地域交流の場としても定着しています。一方で、活動そのものに「地域や社会へのアウトプット」に繋がるような方向性を持たせ、その展開像を描いていくことが今後の課題と言えます。



10：輪(つながり)委員会

利用者の家族と担当スタッフが定期的(1～2ヶ月に1回程度)に集まり、重症心身障害者と呼ばれる利用者の将来の生活、とりわけ「親亡き後の生活」について、意見交換や学習会、見学会等を通じて具体的なアクションに繋がっていくための取り組みです。本年度は主に「成年後見制度」の活用と、親・家族にもしものことがあった時のために必要な情報を予め書き残しておく「つながりノート」の作成検討の2点について学習会や意見交換会を開催しました。



成年後見制度については、関連するドキュメンタリーの視聴、実際に息子の後見人を務めている利用者家族による講話を通じて、制度活用のメリットや問題点等について理解を深めました。「つながりノート」については、利用者本人に対する直接的なケア上の留意点や身上監護(入院・入所・手術の手続きや延命措置等)に関する「親・家族」としての意向など、「もしもの時」

に他の支援者に伝えておきたいことをリストアップ。そこで挙がった項目を一つの様式として整理し、何名かの家族に試験的な作成をお願いするところまで漕ぎ着けました。

次年度(平成 30 年度)は、「つながりノート」の作成モニター募集のほか、スタッフ向けに「親・家族の思い」を知ってもらうための講話会企画、家族向けにグループホーム・シェアハウス・入所施設(ショートステイ含む)の見学企画等を予定しています。

11：FBM(ファシリテーションボールメソッド)

FBMは「Facilitation Ball Method」の略称で、空気量を調整した専用の柔らかいボール＝ファシリテーション・ボール(FB)を媒介とした「からだ」へのアプローチ法を指します。FBMインストラクター養成講座を修了したスタッフが中心となり、デーセンターモモの家、デーセンター夢飛行では、毎月1～2回の「FBMデー」を設定しているほか、本年度はインストラクターの増員(1名)によって、デーセンター音・onでも送迎待ちなどの空き時間を利用した短時間のFBMがスタートしました。

また、法人全体の活動(「全体FBMデー」としても1ヶ月に1回、コンスタントに実施することができました。「全体FBMデー」では、参加人数をある程度限定することによって、利用者とスタッフがFBを介して1対1でじっくりとコミュニケーションできる時間と環境を整備。現状ではインストラクターがいない部署(デーセンター機関車)のスタッフに対しても、個々の利用者に合わせてアプローチ方法を伝達することができていました。

今後は、可能な範囲でのインストラクター増員、参加した利用者個々についての活動記録を残すことによるFBMの効果検討の仕組み化、個別支援計画への位置づけ、地域交流への活用といった点を目標としながら、活動の充実に努めていきたいと思いをします。



12：旅行

予算等の事情により、平成 27 年度を最後に一時中止していた旅行行事ですが、本年度はその再開に向けて、試験的な近距離・時間短縮の宿泊行事を 1 回実施しました。行先は USJ で、「3/11(日)夕方集合～ホテル宿泊 3/12(月)終日 USJ」という「1泊 1.5 日」の行程。参加人数 22 名(利用者 11 名+スタッフ 11 名)。事故や大きなトラブルもなく無事に全行程を終えることができました。次年度(30 年度)以降は、従来「1 年サイクル」だったものを「2 年サイクル」として、2 年間で希望者全員が旅行に参加できることを目標にしています。行先は近距離・時間短縮が可能な京阪神地域を中心に計画中です。



13：東北被災地支援活動

東日本大震災の発生と私たちの被災地派遣活動開始から 7 年が経過しました。法人としての派遣活動は一旦終了しましたが、派遣活動経験のあるスタッフが個々に現地を訪れたり、現地出会った方々と連絡を取り合ったりしながら繋がりを保っている状況です。これまで「現地の重症心身障害者への支援」という方針に基づいて活動を展開してきましたが、特に私たちが重点的に関わっていた岩手県宮古市では、重症心身障害児・者が「通う」ことのできる「生活介護」「日中一時支援」併設の事業所が平成 27 年度ようやく始動しました。現地スタッフの入れ替わりが激しく、体制維持に不安な要素も見受けられますが、何とか事業を継続することができており、私たちが派遣活動を通じて現地でお会いした重症心身障害児・者のほとんど全員が



この事業所を利用されています。家庭や学校以外の「居場所」に対するニーズの高さが窺われます。今後も可能な限り様々な角度からの協力を続けていく予定です。

一方で同市内の就労支援事業所で製造されたお菓子の仕入れ販売は本年度も継続しており、雑貨中心の私たちの自主製品販売に「食品」が加わることで、商品の「ラインナップ増」を図ることができるという点で、「WIN・WIN」の関係にあると言えます。その他、震災以降、毎年 11/23(勤労感謝の日)に開催される被災地支援イベント「東北 関西 九州 ポジティブ生活文化交流祭」には本年度もブース参加。上記のお菓子や自主製品販売のほか、外国人スタッフが中心となって故郷の家庭料理を振る舞う「国際交流カフェ」が盛況でした。

14：後援会

延べ会員数は約 1200 名ですが、逝去等による退会もあり、現員は 870 名ほど。近年は特に新規会員数が伸び悩んでいます。それでも現会員の皆様からの貴重なご支援によって、前年度(平成 28 年度)は改修工事を終えたデーセンター機能車の新拠点がオープンの日を迎えることが出来ました。今後も、新拠点設置の準備や送迎車輛の購入・リースといったハードウェア面の整備が急務となる中、多くの方々に私たちの活動を支えていただくことの重要性は日増しに高まる一方です。そして、使途自由な運営費の確保もまた欠かせません。



しかし他方、友人・知人等に呼びかけ、後援会員を勧誘・獲得できる関係者やスタッフは全体のごく一部です。「後援会員の獲得」=「私たちの活動に対する理解・共感を財政面の充実に結び付けること」 法人が社会に果たす役割や重症心身障害者と呼ばれる利用者のことを、「自分の言葉」で発信していく姿勢と実践が、スタッフ一人一人に求められています。

15：医療的ケア

喀痰吸引や経管栄養注入といった医療的ケアを必要とする利用者は年々増加傾向にあり、平成 29 年度末現在で 66 名、実に全利用者の 5 割を占めるに至っています。24 年度からは「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正が施行され、一定の要件を満たした介護職員

が喀痰吸引等の「特定行為」を業務として行うことができるようになりました。これを受けて、法人内でも法定研修の実施、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付申請を順次進め、医療的ケアを必要とする利用者の支援に支障をきたさないよう態勢を整えています。しかし一方で、改正法の施行から丸5年が経ちましたが、医療的ケアを制度に則って実施するための事務手続きの煩雑さや、研修等にかかる法人の費用負担等、制度運用面での課題が多いのも事実です。医療的ケアの「円滑な提供」や「普及」を推進していくためには、行政に対する現場からの働きかけが一層必要になると考えられます。

前年度(28年度)から取り組み始めた、常勤の看護スタッフを講師として医療的ケアに従事するスタッフに対して随時実施する「医療的ケアショート研修」は本年度も継続。必要な知識の補強とともに、エビデンスに基づく安全なケアスキルの向上を図るためにも、研修内容の更なる充実が求められます。

現場で医療的ケアに当たるスタッフにとっては、自分たちのケアが「治療」を目的とした「医療行為」ではなく、あくまでも「生活支援の一手段」としての「医療的ケア」なのだという自覚を失うことなく日々の業務に当たることが不可欠です。医療的ケアのスムーズな実施を可能とする環境整備を継続しておこなうと同時に、スタッフ一人一人が、重症心身障害者支援の目的と意味を自問自答し続けることができる「職場風土」の維持・醸成が今後も課題となります。



16：スタッフ体制

生活介護施設4ヶ所（主たる事業所×2、従たる事業所×2）、グループホーム1ヶ所については、平成29年度も人員配置基準を満たす体制を維持することができました。ただし、生活介護施設の男性利用者は依然増加傾向にあるとともに、入浴・排泄の「同性介助」を前提としているため、男性スタッフの確保が継続的な課題となっています。正規スタッフの採用活動の一層の工夫とともに、アルバイト採用やアウトソーシングも含めた総合的な対策を講じている最中です。

一方、現職スタッフの状況として、結婚、出産（～育児休暇～復職）といったライフステージを迎える層が徐々に増えています。加えて腰痛や心身両面の不調を訴える者も散見

される中で、リフト等の利用勧奨、その他健康管理に資する対応、時短や在宅勤務等の勤務形態の柔軟化を可能にする仕組みづくりなど、「仕事を長く続けることができる」環境整備を推進する必要にも迫られています。こうした状況を受けて、本年度は「福祉・介護職員処遇改善加算」を算定し、スタッフの福利厚生向上の一助としました。次年度(30年度)は、これをより充実させるために「加算」を取得するべく、就業規則の見直しや研修体系の整備に取り掛かっているところです。

また、スタッフの資質向上等を目的として、障害支援区分認定審査員の受託、シンポジウムのパネリストとしての講演、民間の介護職員養成校での非常勤講師としての出向、スタッフが講師となる自主講座・勉強会の開催等、職場研修以外の取り組みも積極的におこなっています。

17：緊急時対応対策委員会

平成27年度に設置した緊急時対応対策委員会（法人役員・施設長・副施設長・中堅以上のスタッフで構成）は、本年度も1~2ヶ月に1回の定例会議を軸に、対応・対策の具体化を推進しました。日常に起こりうる事故などの緊急時対応については、実際に起きたヒヤリハットや事故の事例検討を入念におこない、原因分析や再発防止施策に取り組んだほか、全施設への酸素濃縮器の配備検討や、食事を経口摂取している利用者の誤嚥予防対策として、従来の「刻み+トロミ剤」に代わって有効と言われている「ソフト食」の試験的な導入などをおこないました。

大規模災害時の対応としては、利用者やスタッフの安否確認及び情報共有の手段として、グループウェアソフトの日常的な活用を試みましたが、なかなか浸透させることが難しく、当面は既存のメーリングリストの確実な到達を目指すこととしました。また、利用者が施設で過ごしている時間帯に災害が発生し、すぐには家族と合流できない場合に備えて、常用薬3日分を施設で預かり保管する取り組みを始めた(希望者のみ)ほか、各施設に設置している非常用蓄電池では正常な動作が保証できない医療機器(吸引器や酸素濃縮器等)に対応するため、簡易な自家発電機の導入を検討するなどしています。

次年度(30年度)は、上記検討事項の具体化や国交省から求められている「避難確保計画」の策定、感染症対策等を含め、引き続き同委員会が中心的な役割を担いながら、利用者の「安心・安全」を盤石にすべく対応を推進していく予定です。

17：決算

「WAM・NET」(独立行政法人福祉医療機構が運営する情報サイト)に掲載済み。

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

18：定款

社会福祉法人ゆうのゆう定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人ゆうのゆうという。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大阪市福島区に置く。

第2章 役員及びスタッフ(職員)

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 前項の代表理事をもって社会福祉法の理事長とする。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 役員は第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の選任と解任)

第7条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員の報酬)

第8条 役員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給できる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

(理事会)

第9条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては代表理事が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事の選定および解職
- 3 理事会は、代表理事が招集する。ただし、代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 4 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 5 前項の規定に関わらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、理事会の決議があったものとみなす。
- 6 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 7 理事会に出席した代表理事および監事は、前項の議事録に記名押印もしくは署名する。

（理事の職務および権限）

- 第10条 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務および権限）

- 第11条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事およびスタッフに対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

（スタッフ（職員））

- 第12条 この法人に、スタッフを置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要なスタッフ（以下「施設長等」という）は、理事会において、選任および解任する。
 - 3 施設長等以外のスタッフは、代表理事が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

（評議員の定数）

- 第13条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

（評議員の選任および解任）

- 第14条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任および解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員解任・選任委員会は監事 2 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦および解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営の細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦および解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任および不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が 1 名以上が出席し、かつ外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員会の構成と権限)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は次の事項について決議する。
 - (1) 役員の選任または解任
 - (2) 役員の報酬等の額
 - (3) 役員ならびに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類 (貸借対照表および収支計算書) および財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(評議員会の開催と招集)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

- 2 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 3 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 17 条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除き、評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第5条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項および第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 18 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長および出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が署名または記名押印する。

(評議員の任期と報酬)

第 19 条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

3 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

- 4 評議員に対して、各年度の総額が 30 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
- 5 評議員には費用を弁償することができる。

第 4 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 20 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 現金 1 0 0 0 万円
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらねばならない。

(基本財産の処分)

第 21 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会および評議員会の承認を得て大阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 22 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、代表理事が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合に

については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第23条 この法人の事業計画および収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第24条 この法人の事業報告および決算については、毎会計年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書および事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表および収支計算書(資金収支計算書および事業活動計算書)の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号および第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事および監事ならびに評議員の名簿
- (3) 理事および監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 25 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 26 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 27 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 5 章 解散

(解散)

第 28 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 29 条 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人や NPO 法人等の社会福祉事業を営む法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 6 章 定款の変更

(定款の変更)

第 30 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪市長の認可(社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届けなければならない。

第 7 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 31 条 この法人の公告は、社会福祉法人ゆうのゆうの掲示板に掲示するとともに、官報、新聞または電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 32 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

代表理事	今柳田和男
理事	齊藤真弓
理事	小林美穂
理事	菅野真弓
理事	太田晴美
理事	吉田肇
監事	高松邦明
監事	永田徹

変更後の定款は平成 19 年 12 月 12 日から施行する。

変更後の定款は平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

変更後の定款は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

【定款細則】

1 . 評議員選任・解任委員会

評議員選任・解任委員会の委員は、議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 . 日常の業務として理事会が定め、代表理事が専決するものは以下の通りとする。

施設長等の任免その他重要な人事を除くスタッフの任免

スタッフの日常の労務管理・福利厚生に関すること

債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微のもの

ア 日常的に消費する調理材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
ウ 緊急を要する物品の購入等
基本財産以外の固定資産の取得および改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
損傷そのほかの理由により不要となった物品または修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却または廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

予算上の予備費の支出

利用者の日常の処遇に関すること

利用者の預り金の日常の管理に関すること

寄付金の受け入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

以上

19：役員・評議員

2018年3月31日現在（あいうえお順）

- 評議員 黒木郁子（家族会副会長）
仲畑美津子（家族会副会長）
西森年寿（大阪大学准教授）
朴君愛（アジア・太平洋人権情報センター 上席研究員）
三木仁志（歯科医師）
柳川敏美（大阪市キャリア教育支援センター統括）
山川真由美（家族会副会長）
- 理事 大槻瑞文（NPO法人W・I・N・G-路をはこぶ理事）
工藤涼二（弁護士）
小林美穂（社会福祉法人ゆうのゆう代表理事）
斎藤真弓（医師）
菅野真弓（NPO法人W・I・N・G-路をはこぶ代表理事）
廣本三枝子（家族会会長）
- 監事 大石真也（会計士）
永田徹（弁護士）

20. 役員等報酬基準

役員報酬に関する支給基準

第1条 この基準は、社会福祉法人ゆうのゆうの理事および監事の報酬等について評議員会が定めるものである。

第2条 本規定で役員とは、理事および監事をいう。

2 報酬とは、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

第3条 理事が、理事会に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

2 理事が、入札等法人が開催する会議に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

第4条 理事が、代表理事の命を受けて法人および施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払うことができる。

第5条 監事が、理事会および評議員会に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

2 監事が、法人および施設・事業所への実地指導・指導監査等への立会および運営状況の指導もしくは監査の業務またはその他代表理事の命を受けて法人および施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払うことができる。

第6条 役員が、法人および施設・事業所の運営業務のため出張する場合は、別表3による日当および旅費・宿泊費を支給することができる。

第7条 監事、理事が同一日に開催される理事会および評議員会に複数回出席した場合は評議員会にかかる報酬および旅費は支給しない。

第8条 法人および施設・事業所のスタッフを兼務する役員は、原則この規定を適用しない。

第9条 「社会福祉法人ゆうのゆう定款」第8条にいう役員報酬の総額全体は、30万円以内とする。

第10条 本規定の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

1. この規定は、2017年4月1日から施行する。

別表1

名称	報酬
理事会・評議員会	日額 3000円
入札等の会議	日額 3000円

別表2

名称	報酬
理事	日額 3000円
監事	日額 3000円

別表3

旅費	宿泊費	日当	その他
実費	実費 1泊の上限は12000円	日額 3000円	実費

上記の報酬は、所得税控除後の金額とする。

評議員報酬に関する支給基準

第1条 この基準は、社会福祉法人ゆうのゆうの評議員の報酬等について評議員会が定めるものである。

第2条 報酬とは、法人と委任関係にある評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

第3条 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

2 評議員が、入札等法人が開催する会議に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

第4条 評議員が、代表理事の命を受けて法人および施設・事業所の運営業務に従事した

ときは、別表 2 による報酬を支払うことができる。

第 5 条 評議員が、法人および施設・事業所の運営業務のため出張する場合は、別表 3 による日当および旅費・宿泊費を支給することができる。

第 6 条 評議員が同一日に開催される理事会および評議員会に複数回出席した場合は理事会にかかる報酬および旅費、また複数回目となる評議員会分は支給しない。

第 7 条 この支給基準の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

1. この支給基準は、2017 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

名称	報酬
評議員会	日額 3000 円
入札等の会議	日額 3000 円

別表 2

名称	報酬
評議員	日額 3000 円

別表 3

旅費	宿泊費	日当	その他
実費	実費 1泊の上限は 12000 円	日額 3000 円	実費

上記の報酬は、所得税控除後の金額とする。